

(問2) 障害のある子どもの就学の手続きなどは変わるのですか。

特別支援学校，小・中学校の特別支援学級，通級による指導の対象となる障害の種類と程度，就学の手続きは法令や通知で示されていますが，この度の法改正による変更はありません。なお，学校教育法施行令の一部改正により，障害のある児童の就学先決定時における保護者からの意見聴取が義務付けられる予定です。

留意事項 通級による指導対象者の判断

学校教育法施行規則が一部改正され，平成18年4月1日からLD，ADHDの児童生徒が通級による指導の対象となりました。児童生徒が通級による指導の対象となるLD，ADHDに該当するか否かの判断に当たっては，教育学，医学，心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことが必要です。

また，LD又はADHDの児童生徒については，通級による指導の対象とするまでもなく，通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用，学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により，対応することが適切である者も多くみられることに十分留意することが必要です。

留意事項 個人情報の取扱い

市町教育委員会が適切な就学指導を行うためには，市町教育委員会は，就学予定者の障害の状態等に関する情報を収集し，就学指導委員会等において専門家の意見を聴くことや保護者の意見を聴くことが必要です。

情報収集に当たっては，各地方公共団体が定める個人情報保護条例等の規定に基づき，適正な取扱いをすることが求められます。個人情報の取扱いにおいては，本人（保護者）に対してその利用目的を明確にし，本人（保護者）の同意に基づいて収集・提供することが原則とされますが，市町教育委員会がどのような機関から情報を収集するのかによって，例外が適用されたり制限の受け方等が異なったりする場合があります。

表1 特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3）

対象者	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち，補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	一 知的発達遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のも 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

特別支援学級の対象者は，知的障害者，肢体不自由者，病弱・身体虚弱者，弱視者，難聴者，言語障害者，情緒障害者です。通級による指導の対象者は，言語障害者，自閉症者，情緒障害者，弱視者，難聴者，学習障害者，注意欠陥多動性障害者，肢体不自由者，病弱・身体虚弱者です。特別支援学級及び通級による指導の対象者の障害の程度は，文部科学省の通知で示されています。

参考文献

- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課「就学指導資料」平成14年
- 広島県教育委員会「平成18年度版就学指導の手引」平成18年
- 広島県教育委員会「障害のある子どもと保護者のための教育相談ガイドブック」平成18年